

「行政法1」

ADMINISTRATIVE LAW / VERWALTUNGSRECHT

担当: 森 稔樹 (大東文化大学法学部教授)
TOSHIKI MORI, PROFESSOR AN DER DAITO-BUNKA
UNIVERSITÄT, TOKYO

行政法の一般原則 (適正手続の原則、信義誠 実の原則、など)

適正手続の原則

- 法律による行政の原理＝行政活動の内容が正しいことを重視する。
- **適正手続の原則**＝行政活動が正しい手続に従って行われることを要求する(過程の問題)。
- 憲法第31条が刑事手続のみならず、行政手続にも適用される、という考え方
→判例でも採用されている。

説明責任の原則

- **Accountability**→説明責任
- 憲法の国民主権原理→政府は主権者に対し、国政にとって重要な情報を適時かつ適切に提供しなければならない。→国民参加、国民の関与
- 情報公開法、政策評価法など

信義誠実の原則

- 民法第1条第2項⇨法の一般原則
- 信義誠実の原則は、法律による行政の原理と抵触することがある。
- 違法な行政活動は、是正されなければならない。
- しかし、その違法な行政活動の存続を信頼し、何らかの利益を得る私人が存在することもある。
- しかし、信義誠実の原則を無条件かつ安直に適用すると、違法な行政活動を完全に有効なもの(正当なもの)と認めることになりかねず、他者にとって不公平な結果を招く危険性もある。

権利濫用禁止の原則

- 民法第1条第3項⇨法の一般原則
- 私人の側の権利濫用: 申請権の濫用など(法律に規定が存在することもある)。
- 行政の側の権限濫用: 許認可権を濫用して、営業阻止や営業妨害をする場合など(最判昭和53年5月26日民集32巻3号689頁)。

比例原則

- 警察比例の原則→行政法の一般原則
- 必要性の原則: 国民の権利や自由を制約する活動は、目的達成のために必要な場合でなければならない。
- 過剰禁止の原則: 国民の権利や自由を制約する活動については、その目的と手段とが相応していなければならない。

その他の原則

- 平等原則(←憲法第14条)
- 補完性原則:カトリック教会の教説に由来し、ヨーロッパ地方自治憲章で打ち出されたもの。本来は、地方自治体(や個人)で行いえないことだけを国家が行うという原則であり、民営化や「小さな国家」のみを意味するものではない。
- 効率性原則
